

個 別 の 人 権 課 題		障 害 者	
校 種	小学校	本時に関わる 3つの側面	知 識 的 側 面 <input checked="" type="radio"/>
対 象 学 年 等	第6学年		価 値 的 ・ 態 度 的 側 面 <input type="radio"/>
教 科 等	社会		技 能 的 側 面
单 元 名	基本的人権の尊重と私たちのくらし		

1 単元の目標及び計画

(1) 単元の目標

- ア 我が国の民主政治が日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解する。
- イ 基本的人権の尊重の基本的な考え方着目して、日本国憲法の下で国や地方公共団体が国民生活に果たす役割などについて考え、表現する。
- ウ よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度や様々な人々と共に生きることの大切さについて考えようとする態度を養う。

(2) 単元の計画

- 1次・・・私たちのくらしと基本的人権（本時を含む。）
- 2次・・・広がる基本的人権

2 学習指導要領等の該当箇所

小学校学習指導要領・第2章・第2節社会・第2各学年の目標及び内容〔第6学年〕

2 内 容

- (1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。
 - ア 次のような知識及び技能を身に付けること。
 - (ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。
 - (イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。
 - (ウ) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。
 - イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。
 - (ア) 日本国憲法の基本的な考え方着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。

3 本時の目標

日本国憲法における基本的人権の尊重の基本的な考え方について理解するとともに、資料を読み取り、国や地方公共団体の果たす役割について自分の考えをまとめ、表現する。

4 人権教育との関わり

この単元では、日本国憲法の基本的人権の尊重について学習する中で、個別の人権課題の一つである「障害者」に関連する内容を取り扱います。具体的には、日本国憲法における基本的人権の尊重の基本的な考え方を理解し、それに基づく国や地方公共団体の働きについて考察する中で、障害者差別解消法に関する資料の読み取りを通して、障害のある人もない人も共に生きる社会の実現には、基本的人権の尊重の考え方を社会全体で共有していくことが大切であることについて理解を深めること大切にしています。

5 本時で育てたい3つの側面

知 識 的 側 面	自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念の理解 憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識
価 値 的 ・ 態 度 的 側 面	他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性

6 本時の学習過程

学習過程等	人権教育との関わり等	資料等
<ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法は、基本的人権の尊重、国民主権、平和主義を三大原則としている。 <p>【課題】日本国憲法における「基本的人権の尊重」とはどのような考え方なのか、「障害者差別解消法」を事例として考えてみよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定された。 ・この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指している。 <p>■学習活動</p> <p>【「障害者差別解消法」に関するパンフレットから次のことを読み取り、まとめよう。】</p> <p>(例) 不当な差別的取扱いにはどのような具体例があるか。</p> <p>(例) 合理的配慮にはどのような具体例があるか。</p> <p>(例) 障害のあるなしなどに関わらず、全ての人が共に生きることのできる社会の実現には、どのような考え方が必要なのだろう。</p> <p>■学習活動</p> <p>【この法律は、日本国憲法のどのような考え方に基づいてつられたのだろう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法は次のような考え方を大切にしている。 <p>(例) 全ての人は生まれながらにして自由で平等である。</p> <p>(例) 私たちは一人一人が個人として尊重されるべきである。</p> <p>(例) 誰もが幸せに暮らす権利をもっている。</p> <p>(例) 国や地方公共団体はこれらの考え方の実現に向けて政治を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的人権の尊重とはこれらの考え方のことであり、「障害者差別解消法」はこの基本的人権の尊重の考え方に基づいて定められたものである。 <p>【まとめ】日本国憲法における「基本的人権の尊重」とは、障害のあるなしなどに関わらず、全ての人は個人として尊重され、平等に扱われるべきであるという考え方であり、それらの考え方に基づいて国や地方公共団体は政治を行う必要がある。</p> <p>■学習活動（グループ）</p> <p>【誰もが施設やサービスを使うことができるような様々な工夫がどこに見られるか、市役所を例として写真を見ながらそれらの工夫を探し、どのような人への配慮か考えてみよう。】</p> <ul style="list-style-type: none"> (例) 多機能トイレの出入口は車いすの人や足の不自由な人への配慮ではないか。 (例) 点字でつくられた施設配置図は目の不自由な人への配慮ではないか。 (例) 手話通訳できる人がいたり筆談できる道具が置いてあったりするのは耳の不自由な人への配慮ではないか。 	<p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由、責任、正義、平等、尊厳、権利、義務、相互依存性、連帯性等の概念の理解 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい言葉や事例などを用いながら抽象的な概念を具体的にイメージできるようになる。 <p>【知識的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法や関係する国内法及び「世界人権宣言」その他の人権関連の主要な条約や法令等に関する知識 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本国憲法は全ての法律のおおもとであり、基本的人権の尊重の考え方は様々な法律や制度で具体化されていることに触れる。 <p>【価値的・態度的側面】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他者の痛みや感情を共感的に受容できるための想像力や感受性 <p>【指導上のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・想像力を働かせて様々な立場に立ってイメージしてみることで、その立場の人が何に大変さを感じたり、困ったりしているのかに気付かせる。 	<p>○資料「『合理的配慮』を知っていますか？」（内閣府）</p> <p>資料「市役所内の様々な場所の写真」</p>